- 1. 日時 平成21年4月23日(木)14時15分~16時30分
- 2. 場所 総務省8階第一特別会議室
- 3. 出席者
- (1)委員(専門委員を含む)

村井主査、浅野専門委員、有馬専門委員、石橋専門委員、稲葉専門委員、岩浪専門委員、人保田専門委員、関専門委員、田胡専門委員、土屋専門委員、中村専門委員、羽田専門委員、福田専門委員、前川専門委員、松岡専門員、三浦専門委員、安田専門委員

# (2) オブザーバ

岩手県地域振興部 IT 推進課総括課長 紺野由夫様

# (3) 総務省

久保田官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、武田衛星 放送課長、平口地域放送課長、坂本デジタル放送受信推進室長、玉田デジタル放送 受信者支援室長、吉田地上放送課長、武居放送政策課企画官、三田地上放送課企画 官、野崎地域放送課技術企画官

### 4. 議事要旨

(1) 三田地上放送課企画官から資料1「第6次中間答申に向けて」について説明があった。

### (質疑なし)

(2) 稲葉専門委員から資料2「アナログ放送終了計画(改訂版)」及び資料3「「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え第6次中間答申に向けて」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

### 【稲葉委員】

○ 資料2「アナログ放送終了計画改定」は、昨年の第5次中間答申で初めて終了計画(案)をお示ししたものである。最も重要な点は終了の基本原則である。これは地域間で終了時期に差を設けることはしないことということで、一言で言えば全国一斉に終了していくというありようを決めた上で、それに向けて②として「放送終了に向けた取り組みを段階的に強化すること」とした。この基本構造は変えていない。

昨年お示ししたものでは4つの段階を経て終了に至るという説明をしており、現在はこの第1ステップの中にある。そして今年の7月以降10年末ごろまでを目途として第2ステップに進み、終了半年前目途から第3ステップに移行し、終了月を第4ステップとしている。それぞれのステップにおいて、普及世帯数及び台数について目標を掲げているが、これらの記述についても変えておらず、考え方は同一である。第4ステップのところが少し具体的ではなかったので、今回の改定はこの第4ステップのところを主に具体化した。

下のページに移っていただいて第1ステップの取り組み、ここでは現在進行中であるので、実績としてわかるものは実績として表記をしており、構造は変わっていない。第2ステップは今年7月以降であるが、1点だけ下のリハーサルの実施について具体化したので「リハーサルを行う」ということで明瞭化した。第3ステップは11年1月以降の取り組みであるが、ここも変えていないので、なお書きだけを付した。それから、第3ステップ、つまり11年年明け以降の段階を迎えるまでに、何が整備されていなければならないか。これは今年度に予算化されたものがほとんどであるが、こういった形で財政的な裏づけを持って進行し始めたので、それらを記述している。これらのことが現実的にきっちり機能することが、第3ステップを迎えるに当たっては必須であろうと考えている。

そして第4ステップというところが今回具体化したところである。記載を読み上げると、「2011年7月1日からすべての放送時間帯について、下記①~④のいずれかの表示方法による放送とする」ということにした。この①~④については後ろについている参考、これを参照しながらご覧いただきたいと思うが、①は参考4の通り「お知らせ画面」の一部に通常放送を縮小表示する。②が通常番組の上に「お知らせ画面」の文字を前面スーパー表示する。それから、③が参考6の通りデジタル放送への対応をお願いするミニ番組等を繰り返し放送する。④が参考7・参考8の通り「お知らせ画面」のみの表示とする。参考7はまだ完全に終わらずに将来終わるという表示をするときに用いるもの。それから、

参考8は既に通常番組の終了を終えてしまって以降に表示するもの、このようにお考えをいただきたいと思う。今日から数えて、デジタル完全移行まで27カ月になったが、今回は最後の一月のところを具体化したというところが主である。

第4ステップのところに再び目を転じていただいて、①~④のいずれの表示方法とするかは各放送事業者で判断する。ただし①~④による放送中であっても、緊急報道の際には通常の表示方法、そのときは通常の表示方法が常時レターボックス化になっているが、そこに復帰するということである。そして「2011年4月以降を第4ステップの前段階ととらえ、必要性とデジタル受信機の普及率を踏まえ、①~④の対応を前倒し実施し、漸次時間を増加させることを検討する」とあるが、これは7月1日以降通常の番組は終わり、こういういわばお知らせ期間に入ってくることを意味している。ただ、6月末までは通常の放送を粛々と行っていて、いきなり全部これに切りかわるということであると、その落差の大きさに多少視聴者に戸惑いが広がるかもしれないということで、4~6月の間に、定量的にはまだ具体化していないが、それを前倒ししてごらんいただいて、こういうことが増えてくるという状況をお示しをするという時期ととらえている。

それから、最後の3行にある通り「原則として、2011年7月24日正午にすべて放送を終了し停波する」ということで、これは電波の使用期限としてはその日が終わるまであるが、人が起きている時間、動ける時間に最後の画面に電波が停波するという状況がよろしいかと、アメリカにおいても正午という時間帯が選ばれているが、そのようにさせていただくという判断を示した。

アナログ放送終了計画については以上であるが、課題としては、今後、先ほど27カ月と申したが、そこに至るまでに色々な課題を解決し、最終的な最終章を迎えるという努力を積み重ねていく。それを順調にこなした上で、一般的に2011年7月24日ということがかなり浸透している反面、そのときまでは全部放送番組は通常どおりであるという誤解が多少あるので、そういったことを是正していく意味からも、あるいはこれを前提としてさまざまな課題をお考えいただく意味からも、第4ステップを具体化したわけである。終了計画の改定については以上である。

○ 引き続き、資料3に基づき「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考えをご説明する。これは衛星セーフティーネットというような呼び方もしているが、今は「衛星による暫定的難視聴対策事業」という呼び方をしている。第5次中間答申においては、多少そのありようについて宿題となっていた部分もあるので、それらに対する考え方をお示しする

ことも含めて、この基本的な考えを作った。

1ページ目、基本事項であるが、最初の2行は極めて重要であり、読み上げると「デジタル移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星による暫定的な難視聴対策を行い、アナログ放送の視聴者がテレビを視聴できないという事態を回避し円滑なデジタル化移行に資することを目的とします」ということで、現にアナログをごらんになっている視聴者が、デジタル移行に伴ってテレビが見られなくなるという事態の回避であるということを説明している。そしてその下の6つの印については、具体的にどういうようなものであるかということを示している。BS17チャンネルを利用して行う、番組はNHKの総合・教育と在京キー局5社の番組、合計7チャンネルを再送信する、画質は標準画質とする、字幕放送は付与可能な放送とする、それから、再送信の実施期間は22年、来年の3月から5年間、5年と1カ月ということだが、27年3月末までとする。そして受信側の設備整備支援については、チューナー・アンテナ等であるが、この実施期間はホワイトリスト公表時からアナログ停波までとする。ホワイトリスト公表は来年の1月を予定している。放送番組はスクランブル放送とし、それをBキャスカードによる管理のもとで、対象者にだけこの鍵を開いてごらんいただく仕組みである。そして受信設備整備支援を含め、固有の利用料対価は求めないこととするとしている。

利用対象者については、具体的はホワイトリストの世帯及び非世帯を対象とするということで、その利用申し込みは、原則としてホワイトリスト公表時からアナログ放送終了までとする。この「原則」に多少意味があるのだが、アナログ終了後気づかれてというところには、多少配慮しなくてはいけないという考え方を含んでいるが、かなり後になって新たに手を挙げるということは排除している。そしてホワイトリストにどういうものが含まれるかであるが、①~④までとしており、デジタル放送の難視聴地区、②が改修困難な共聴地区、それから、デジタル放送に混信がある地区、そして後に示します特別な理由がある対策地区ということにしている。

視聴できる番組に関しましては、地上波では視聴できなくなった地方局の系列の番組を放送することを基本として、地区ごとに明示するということである。放送がキー局の番組であるが、どの地域においても東京の番組を見ることになるが、その見られなくなった系列の番組を見ることを基本として、ホワイトリストに具体的に示す。「ただし、恒久的な対策の内容等により、視聴できない系列局の放送番組以外の番組も視聴可能とすることができるものとします」ということで、例外があるということをお示ししている。NHKの総

合・教育はすべてのホワイトリスト地区で視聴可能とする。

そして視聴できる期間と受信機器の数であるが、基本的には地上対策による受信への移行、そこに移っていただくことを原則として考えているので、地上系で見られるようになったら視聴を停止していただく必要があるということで、その期間は地上系の放送基盤による恒久的な対策の完了後一定の期間として、最大7カ月程度を考えている。これは地上系の置局完了が10年末で、アナログ放送が終わるのが11年7月ということで、これが7カ月ということに由来している。そして視聴可能にする受信機の数であるが、これは1世帯当たり最大3台までと考えている。これはここに制限する必要がないではないかというお考えもあろうかと思うが、野方図にこれを増やすと必要以上に台数が増えて、これを他に転用するなどの懸念も多少しなければいけないということである。ただし、事業所等の非世帯は実態により例外扱いとする。こういう地域にはあまり多くないと思うが、仮に病院、ホテル等があって、そういうところではその部屋の数、あるいはベッドの数だけ必要という場合は、それは考慮するということを含んでいる。

受信設備の支援の指針であるが、これは既にBSデジタル受信設備を有している方は対象外としている。また、支援内容はチューナー1台、必要に応じてパラボラアンテナだが、これは1回限りの支援となる。

特例については、NHKのアナログ難視聴地区の扱いに関して、本事業の対策とするということで、民放の場合はこの対策の対象としていない。それから、民放1波地区及びこれと同様な状況にある地区ということで、徳島県・佐賀県は民放が1波であるが、これは区域内波1波が見られなくなったかどうかということについて、わりと常態化している区域外波について見えなくなった場合においても、この場合の本事業の対象とする。瀬戸内海の島嶼部など区域外波、例えば愛媛県にありながら広島波を見ているとか、いろいろ複雑であるので、そういった地区においてもそれが見えなくなるということとなった場合は、本事業の対象とすることとしている。

外海離島の扱いについては、小笠原、南北大東島では、暫定的難視聴対策は期間 5 年の 暫定対策であり恒久的に依存していただくことができないということで、自治体側が恒久 対策を用意する場合において、利用申請があればそれをかなえるような方向で、検討して いきたいと考えている。

この基本的な考え方は、具体的には3月にこの事業の委託認定を受けているDpaが、 ホワイトリスト居住者からの申請を受け付けるときに、どういう方々が申請が可能かとい うことをお示しするが、こういったことだけではなくて、少し詳しめな視聴者周知が必要であり、具体化していくことの基本的な考え方を、抜き出してここに示しているものである。

次のページから参考として添付している資料について幾つかご説明させていただく。これは第5次中間答申で宿題になったことにどう答えを出しているかということであるが、「2. 経費負担の在り方」のところで「受信者に過度の負担とならないよう国おいて措置することが適当」とされているが、予算化がされることになったので、利用料対価は求めないというふうに具体化している。

スクランブルをどうするか、もともと民放はスクランブル放送だったが、NHKも含めてそのように考えている。なお、NHKについてはあまねく義務があり、地上対策では民放以上に、見られるところをくまなくつぶしているわけであるが、このことによってNHKは恒久的に衛星対策も行うとすれば、これを全国どこでもスクランブルをかけずに、見ていただけるような措置は不要なものと考えている。

そして皆さんご関心があるかもしれないのは次のページであり、民放の事業者のアナログ難視世帯の視聴の扱いについては「別途検討を行い、早急に結論を得る」としているが、そこを除外させていただいた理由に関して補足説明している。最初の〇は、本件事業がデジタル化に伴って、視聴できなかったことを救うことに主眼があるということ。そして2番目の〇において、そのような地上系における受信地域の拡大については、これとは切り分けて別途永続的に地道に行うべき性格のものであるということ。そして〇3番目で、仮にこの民放アナログ難視聴対策へも利用を拡大した場合、県域放送を基本とすることによる制度的問題のほか、本事業が5年間の暫定措置であり、恒久的対策とはなり得ないこと、つまり5年後に再び見えなくなってしまうこと。そして②として、各民放間の中継局設置の格差等から、どこまでがそうかということが規定するのは極めて難しいことということで、これを含めて議論していった場合には、非常に難しい課題にぶち当たることとなるので、ご要望のご意見があるのは承知しているが、衛星による暫定的な難視聴対策については、民放のアナログ難視地区については適用除外としている。

(3) 関専門委員から資料 5 「デジタル化に伴うアンテナ工事の促進策について(中間取りまとめ)について説明があった。やり取りは以下のとおり。

### 【関委員】

○ 資料5で「アンテナ工事の促進策について」ということで(中間取りまとめ)と書いているが、アンテナ工事の促進策に関しては、前々回のこの会議のときに、そういう課題があるということでお話をした。これに関しては全国協議会で検討してきたが、今日は中間取りまとめと書いてあるように、まだ課題と施策に関して今かなり議論を進めているが、具体的にそれを施行していくということに関して、さらに検討を継続していくということで、中間取りまとめという形でお出ししている。

1ページでは、どのくらいのアンテナ工事が必要かということで、前回少し触れたが、もう少し詳しく色々な分析をした。全国5,000万世帯の中で個別受信、ケーブルテレビでの受信、それから、いわゆる集合住宅等共聴関係で見ると、大体こんな数字になっているということである。個別受信約2,000万世帯のうち、アンテナ工事が必要と推計されるところが約400万世帯、それから、共聴の中で集合住宅とか辺地共聴というのは、別途これもデジタル化ということを行っていかれるが、真ん中の受信障害対策共聴が現在620万世帯ぐらいある。以前からここに関しては、ひょっとしたら10分の1ぐらいに減るのではないかということも、説明したことがあったかと思うが、そこまで行くかどうかということも含めて、約7割ぐらいは個別受信が可能と想定している。ということから、その分7割に関しては共聴から個別のアンテナ工事ということになると、430万世帯ぐらいということで、合計して830万世帯ぐらいがこの工事の必要性があると想定されると試算した。

2ページの1番では、今お話した830万世帯、このうちアンテナ工事や追加工事等々が750万世帯ぐらい、それから、アンテナ方向調整ということで、80万世帯ぐらいということを想定している。2番目では、工事をすることに対しての実際のマンパワーというのが、どのくらい要るかということを試算している。830万世帯の工事に対して、約3万3,000人の工事従事者が必要ということで、その後、試算しているのがあるが、結果的には工事が各年で分散されるとすれば、現在の工事従事者により対応可能と見込まれるということで推定している。逆にアンテナ工事があまり進まなくて、最後の2011年の最終段階で集中したというときには、結構大変なことになるということで、ここでは、工事の平準化が必要であるということを出している。

3ページ、4ページで、前々回のときに対応策を検討しているということでお話ししたが、この検討の結果として幾つかの論点を挙げている。1番目にあるように市町村単位、

各地域でアンテナ工事の要否、それから、必要とされるアンテナ工事内容等の詳細把握、これが一番やはり重要であると考えている。これまで一般論としてアンテナ工事が必要かどうかというのを、検討してくださいということを言ってきたが、やはりこれは各地域ごとにかなり詳細として把握する必要があるだろうと、受信環境に即したアンテナ工事内容等の把握、それから、地域における工事進捗状況の把握ということが、必要だということで1番として掲げた。2番目として、詳細かつ的確な地域情報を視聴者へ情報提供するということで、工事情報の提供、それから、受信相談の対応強化・周知徹底、それから、放送等による周知ということで、これはデジサポ等を中心として、こういうことを行っていかなければいけない。①・②合わせて、これまでは一般論ではあったが、アンテナ工事というのは各地域ごとに要否があるので、もっと詳細に詰めていく必要があるだろうということを考えている。

4ページで、3番目として地域ごとの工事のあっせん的制度の検討について、地域で固まって、必要性が出てくるので、一定の期間に集中してアンテナ工事を促進するので、工事の効率化とか、それから、工事費用の低廉化ということが図れるのではないかということで、こういうことに関して自治体等と相談をしていきたいと考えている。4番目として、簡易アンテナの活用促進について、屋内・屋外のアンテナの活用を促進するということがある。それから、5番目としてケーブルテレビ、IP放送サービスの加入促進を、どういった施策で行っていくかについて、具体的にさらに検討を進めていきたいと考えている。

5ページと6ページにある簡易アンテナの利用方法について、最後のページに簡易アンテナの例として、例えば室内アンテナの設置とか、屋外では壁面のアンテナの設置ということを、例として書いておいた。右側の屋根の上のアンテナが切れているが、屋根の上のアンテナだと結構こういう工事が必要だが、壁面への取りつけやベランダへの取りつけにより、簡易アンテナを利用していくことが、できるのではないかということで例として挙げている。この点についてこれから周知していく必要があると思っている。

1ページに戻るが、留意事項のところにあるように、簡易アンテナの利用に当たってはきちっとメリット、デメリットを説明する必要があり、必ずしも簡易アンテナの設置で受信が保証されるかということではないということを、告知していく必要があると思っている。設置費用については、固定型の屋根の上のアンテナの工事に比べると、この程度で済むのではないかということで、簡易アンテナの利用方法に関しても、今後促進していく必要があるだろうと考えている。

中間取りまとめということで、色々な施策を取りまとめ、分析をしたが、さらに継続して検討し、施策を推進していきたいと考えている。

### 【三浦委員】

○ 別添の簡易アンテナの利用方法に関する資料について、極力簡易アンテナでない方が 良いというお話なのか。設置における留意事項で、一般向けにそのメリット、デメリット を説明していただいて、それを消費者側が理解をするということは、大前提のお話だとは 思うが、「受信保証するものではない旨告知する」という点については、買ってみて試して みないとわからないということを指しているのか。

### 【関委員】

○ 極論を言うとそういうことになるかもしれないがが、当然のこととして中電界、弱電界のところでは、室内アンテナでの受信は結構厳しいと思うので、まずは強電界地区では、受信できる可能性があるということを、先に示していけるのではないかとは思っている。それから、特に室内のアンテナの場合だと、各世帯の中でどこに置くかによって、全然変わってくるので、室内アンテナを使う際は、試してみていただきたいということを、きちっと整理していったほうがいいのではないかとは思っている。

### 【三浦委員】

○ 買わなくては試せないのなら、この部屋では見られるが別の部屋では見れないとか、例えば近所にまたマンションが新しく建ってしまって遮へいされてしまうとか、そういうことが想定されたらまたむだ遣いになる。もうそういう負担はやめてほしいということは、多分、何度もこの会で出てきていると思うので、買ってみて試して「はい、だめでした、残念でした」というのなら、それはまずいのではないかと思っている。だからこそデジサポのようなものがあって、ここは大丈夫、だめとかという判断をしていただけるのかもしれないが、納得いかない。

#### 【関 委員】

- 継続した検討の中で検討する。
  - (4) 石橋専門委員から資料4「デジアナ変換の暫定的導入に関する課題整理」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

### 【石橋委員】

○ 第5次の中間答申の宿題となっており、作業を進めてきた。ケーブルテレビのデジアナ変換を行うということは、センターでデジタル波をアナログ波に変換して、別のチャンネルで既に流しているデジタル波に追加して、各家庭まで流すということをここでは意味している。視聴上さまざまな制約があるが、アナログ放送の円滑な終了に資する施策であると考えている。また、アナログ受信機の有効活用ということもあると考えている。基本的な課題として認識している点について、資料に沿って説明させていただく。

2ページについて、まず最初に「国民的コンセンサスの形成」ということを記述している。ケーブルテレビ業界単独では対応が困難な点があるので、目的を明確化し、デジアナ変換が暫定的な措置であること、視聴上さまざまな制約があることなど、導入について国民的コンセンサスの形成が必須である。暫定運用期間・終了時期を国が明確にし、国民に対し周知広報を徹底していただく必要があると考えている。

次にページ3は、デジタル化に水を差さないかという懸念についてである。我々も今までアナログからデジタルへと、視聴者にお願いをしてきており、また、これからもお願いを続けていくわけであるが、一方で、本件は逆にデジタルをアナログでということを申し上げるわけで、視聴者に混乱が生じる可能性がある。また、受信機メーカー、販売業界にもご理解をいただく必要があると考えている。要は視聴者をはじめすべての関係者が、その必要性を正しく理解する必要があると考えている。

次のページ4は、運用期間・導入に当たっての制約についてである。先ほど申し上げたとおり、運用期間の設定及びその遵守は必須の条件と考えている。また、アナログ波との混信問題を解消するのに必要な空きチャンネルがないケーブル事業者の場合は、簡易STBあるいはチューナーによる選択肢しかない場合がある。また、デジアナ変換を実施すると多チャンネル化やハイビジョン化の推進に、支障を来たすというケースが生じる場合もあると想定される。このような事情からデジアナ変換の導入が、困難な事業者が出てくることも想定されるので、導入の是非は最終的には事業者の個別の判断ということになろうかと思っている。ぜひご理解をいただきたいと思う。

それから、次のページ5は、支援措置についてのお願いである。このサービスの費用は 基本的には受益者負担ということであるが、視聴者からの料金の徴収方法に有効な手段が ないため、導入費用を回収することが困難であり、国からの支援措置を検討していただき たいと考えている。また、財政状況の苦しい自治体などは、必要な設備投資ができないと いうおそれもあるので、これらについても国の支援をご検討いただきたいと思う。 以上、導入のための前提条件ということにつき申し上げたが、これらの点が解決されれば、制度的課題、技術的課題、運用上の課題など、諸問題についてさらに検討を深めていくことにしたいと考えている。それが次のページ、6ページ以降である。まず制度的な課題であるが、再送信の条件について放送事業者と我々ケーブル側とで、検討することが必要である。これは著作権の課題も含めて関係者と調整する必要があると考えている。

次にページ7は、混信障害問題についてである。アナログ波の強電界地域では、アナログ波による飛び込み混信障害のおそれがある。また、アナログ停波後もそこの空き周波数帯を利用するマルチメディア放送などの、電波による混信障害のおそれもある。いずれも事前に調査を行うなどして、混信障害の防止策の検討が必要かと考えている。

それから、次のページ8は、技術的課題のうちまず映像についてだが、デジタル画面を アナログ受信機の画面に変更するということが必要になる。2つの方式、すなわちレター ボックスとサイドカットの方式があるが、我々としてはレターボックスを基本に考えてい る。

それから、次のページ9ページは、まず字幕放送について現在の字幕対応のアナログの対応テレビ・アダプターなどは使えない。それから、また空きチャンネルの数に制限があるので、現実的には字幕放送をデジアナ変換で行うことは、非常に難しいと言わざるを得ないと思う。そのほかに音声についてはステレオができない、Gガイドが使えない、録画はコピーワンスとなるなど機能上の制約がある。これらの機能上の制約は避けられないので、開始前に視聴者へ十分説明し、ご理解をいただくことが不可欠である。最初に国民的コンセンサスと申し上げたが、こういう制約があるものだということを、本件を取り進めるに当たって、十分に国民にご了解いただかないと、後でまた新たな問題を生じることになろうかと思う。

それから、10ページ、ここは技術的な機器の問題だが、機器の円滑な調達、補修部品の供給など、関係業界との調整が必要と考えている。

次の11ページでは、デジアナ変換サービスの円滑な終了のため、終了告知が必要であると考えている。放送事業者との調整が必要になってくると思っている。

○ それから、最後に12ページについて、本件はあくまでも暫定的に行うものであり、 終了時期を明確にし、終了時期が来ても止められないということが絶対にないよう、すな わち終了時期の延期がないようにぜひお願いしたいと思う。皆様のご理解をぜひいただき たいと思っている。それから、そこに2011年7月より開始と記載してあるが、実際に はケーブル事業者によって、これより早く開始する場合もある。スタート時期は事業者によって異なる。また、終了時期については、先ほど稲葉委員からもご説明があったが、衛星での配信の終了時に合わせるということが、理解を得られやすいのではないかという意見も我々業界内にある。いずれにしても、2011年7月から3年程度衛星と同じにすると3年何カ月かということになるがというのが我々業界の一般的な声である。

### 【田胡委員】

○ 2ページ目の対応案で「困難なケーブルテレビ事業者も想定され」とあるが、周知広報の中ではデジアナ変換を行う事業者はどこなのかも、周知広報をしていただきたいと思っている。全般的に周知広報が大変難しいが、大切なことだと思っている、やはりいつまでやるのか、どこでやるのか等々、いわゆる通常のデジタルの普及の阻害にならないような周知広報を、対象の事業者の方も含めて徹底してやっていただきたいとう。

#### 【石橋委員】

- 今、田胡委員がおっしゃった点はごもっともである。最終的には、一部にやらない、 あるいはできないという事業者が出てくる可能性は否定できないと思う。住民だけではな くて、販売店やメーカーの方、ここの委員会の関係者には我々としては適時そういう情報 は、ご提供するということが必要だと考えている。
  - (5) 三田地上放送課企画官から資料 6 「政府における推進体制強化及び経済危機対策」、資料 7 「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査」について説明があった。

#### (質疑なし)

(6) 三田地上放送課企画官から資料8「第6次中間答申に向けた論点メモ(案)」に ついて説明があった。やり取りは以下のとおり。

### 【久保田委員】

○ デジタル化対応状況及び世帯普及状況は、大変意味のあるデータだと思う。全体的に 平均的に50%を超えたとか超えないとかいう議論が今まで多い中で、ここは受信世帯ご とに普及率がどうなっているかということが、今後の普及の状況を見る上で大変重要だと 思うで、NHKさんも、それから、総務省さんも個別にいろんな普及率の調査をされてい るようだが、できるだけこういう具体的なデータを出していただくことが重要かと思う。できれば、実際にデジタル化されてない世帯が今どういう視聴環境に置かれているかということと、その方々が今後どういう意向を持っているか。例えば1年以内にデジタルテレビを買う意思があるかないかとか、それから、もし共聴施設であれば共聴施設がいつデジタル化されると知らされているかどうか、そういう意味での具体的な実態であるとか、意向であるとかということがもうちょっときめ細かく分かると、今後1年を切ったり、6カ月を切ったりするときに、どこをどう注力すればいいのかというのがわかるのではないか。さらに言えば、多分地域によって随分普及率が違ってくるのではないかと思う。地域によって数字を出すことが、差しさわりがあるのかもしれないが、そういう地域によってもどんな違いがあるのかについても、具体的に出していただいて、どこをどう攻めれば具体的に普及率が100%に近づくか、最終的に期日が迫れば迫るほど、本当にアナログをとめられるのかどうかというような、大きな議論が出てくるのではないかと思うが、そういう場合に備えた実態の把握というのが、大変重要になるのではないかと感じている。

#### 【村井主査】

- 久保田委員からのご指摘にあったように、具体的な数字がきめ細かく把握されている ことはとても大事なので、いろいろな視点での状況把握をしながらデッドラインに向けて 進めていかなければいけない。どこにどう注力すればいいのかを把握しておくという観点 からも、具体的な数字についても答申でまとめていくことが大事である。
- 徐々に委員会の場で報告していただく内容が、課題も含めてリアリティを持ってきているので、我々も具体的なイメージが想定できるようになった。たとえば、どういう時期にどういう画面が表示され、その画面を受信している家のイメージはこうだとか、その地域はどうなっているのかということなどである。現在ご報告いただいているデータは全国の数値を取りまとめた値であるが、やはり地域ごとに対応策が異なってくるので、より小さな単位で数字を把握して、対策をその小さな単位ごとに考えていかなければならない。最少単位は家庭や個人に至る単位となるが、それぞれの単位への対応を準備しておくことが非常に大事である。統計を取る際もこの粒度を細かくしていき、データもそれぞれの地域で色々な努力をされる方にとって役立つ、適切に現状が把握できるデータを集めることができる体制を用意することが極めて大事である。

### 【土屋委員】

○ 感覚的な話になってしまうが、1月の調査で49.1%という数字、それから、昨年の

北京オリンピックの後の数字や、要するにボーナス時期を経て50%を超えなかったということに、私ども結構ショックを受けており、3月の数字は間もなく出てくると思うが、 やはり構造的にデジタル化しにくいというか、固まりを掘っていくと、だんだん芯の部分が残っていくような、移行しにくいセクターが残っているのであろうと感じている。

それは1つは関委員からご説明のあった関東域のVHFアンテナについて、私の近所も見て回ったところ、なかなかVHFアンテナがUHFアンテナに変わっていないという現状がある。ここのところは私どもも含めて周知をちゃんとしていく、そういった個別の事例について例えば1分メモのような形でテレビで放送していくとか、いろんな方法を考えなければいけないと感じている。

もう一つは、論点整理メモの受信側の課題にもあるように、受信障害対策共聴、集合住 宅共聴、これらを両方合わせる全世帯の3分の1という非常に大きなもので、これらのデ ジタル化しにくさは、これまでも色々な席で申し上げてきたが、先だっての三浦委員の投 書のご紹介にもあったように、これらに加入していらっしゃるというか、住んでいらっし ゃる方たちというのは、実はデジタル化したくてもできない、言ってみれば集合体という 組織が全体で移行しないと実はできないという、デジタルの恩恵を受けられない方たちが 既に生まれてしまっているという、非常に深刻な問題があるだろうと思っている。その意 味でも、デジサポの活動に期待をするが、私どもから100人以上の人間が行って、こう いうふうな働きかけをしている。例えば住宅業の業界にこのデジタル化の認識が今あるか といえば、「きょうはどんなお話でしょう」という格好で、まず入り口から入らなければい けない。「えっ、デジタル化、2年、それ何の話ですか」というところから実は入らなけれ ばいけない。これ周知の問題でもあるが、やはりここに書かれているように、お集まりの 方々以上の、言ってみれば住宅業協会などこれまで放送関連業界と言われていたところを 超えて、そういったところのご理解・ご協力をいただかないと、もうにっちもさっちもい かないところにきっと来ているのだろうと、現場の声を聞きながらそういうふうに思って いる。ここのところをさらに力強い形でまとめる方向で、私どもも知恵を出すので、ぜひ よろしくお願いしたい。

(7) 羽田専門委員から資料 9-1 「羽田委員提出資料」について、三田地上放送課 企画官から資料 9-2 「小林委員提出資料」、資料 9-3 「加藤委員提出資料」 及び資料 9-4 「今井委員提出資料」について、前川専門委員から資料 9-5 「前 川委員提出資料」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

### 【羽田委員】

○ 資料9-1に基づき説明をする。今年2月の会議でも紹介をさせていただいた全国42の道府県により構成している地上デジタル放送普及対策検討会からの提言・要望について、お話をさせていただく。皆様にごらんいただいている資料は、現在まだ検討中の段階のものであり、最終的に確定しているものでないが、検討会の幹事である8つの道県による協議は終了しており、大筋としてはこの方向での内容によりまとまるものと考えていることから、今日お時間をいただいて、説明をさせていただくものである。

まず第1に、今回の提言・要望の要旨について、地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、国として地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策を講じていただきたいということである。第2において書かせていただいているように、総務省におかれては昨年の第5次の中間答申を受けて、総合対策を取りまとめられ、これまでこの検討会で検討されてきた様々な項目について、平成21年度予算において所要額を確保いただいているというところであり、その点については高く評価されるべきものであると思うが、地方の立場からはよりきめ細やかな対策についての、一層の拡充が必要であると考えているところである。次のページ以下、その内容について10項目について記述させていただいている。

まず1点目は、受信者支援センター、いわゆるデジサポの関係である。さまざまな地方の状況に応じて、デジサポの複数拠点化について検討いただくとともに、その体制についてさらなる充実をお図りいただき、また、受信障害対策共聴施設についての対応促進などについても、お願いしたいと考えている。

2点目の受信機器購入等支援についても、支援対象世帯への効果的な周知広報、個人情報保護についての配慮、それから、今アナログ放送で見られている放送が、そのまま見られるような形での支援といったことについて記述をしている。今回、新しい要素として挙げさせていただいているのは(4)であり、アナログテレビのリサイクル等に要する費用負担の軽減措置を講じることにより、デジタル受信機への買いかえを促進するとともに、廃棄物処理が適切に行われるよう対策を講じていただきたいということである。

3点目の簡易なチューナーについては、現在かなり安くなってきているというのは事実

であるが、まだ5,000円以下というものは出回っていないことから、この点についても 引き続いて実現できるよう、推進を図っていただきたいと考えている。3点目の(2)から 4点目については、高齢者等への配慮に関するもので、簡易なリモコンの開発についての メーカーへの働きかけを行っていただきたいということである。また、個人情報の保護、 あるいは悪徳商法対策への十分な配慮についてお願いをさせていただいている。

それから、5点目は辺地共聴施設の改修等の支援について、新たな共同受信施設の設置については、対象世帯や地方自治体の負担を求めない制度とすること、また、補助対象については幅広くとらえるとともに、補助金の下限については撤廃いただきたいということなど、支援制度の拡充についてお願いをしている。そのほか地方自治体がケーブルテレビ整備などの対策を講じる場合についての支援策についても、拡充をいただきたいということ。また、辺地共聴施設からケーブルテレビに移行する場合についても、支援の対象としていただきたいということなどについて書かせていただいている。さらにNHKの独自支援の手続についても、より円滑に改修計画が策定できるようにということで、工事着手前に支援額を算定いただくなどの手続の見直しについても、お願いをしたいと考えている。

それから、6点目は受信障害対策共聴施設の改修の支援について、説明会などによる施設管理者への働きかけ、それから、施設の実態に即した柔軟な対応、有利な融資制度の創設、それから、都道府県域を越えて受信障害対策共聴施設を有する大規模施設所有者への適切な対応などについて書かせていただいている。

それから、7点目、デジタル中継局の整備促進について、自力建設が困難とされる中継 局整備についての支援制度の拡充、改善についてのお願いを書かせていただいている。

8点目は今年の8月までに策定・公表がされる予定となっている地デジ難視地区対策計画についての要望で、まずはできるだけ早期にその概要を示していただきたいということ。また、計画を策定されるに当たっては、地方自治体関係者との調整を実施いただくということはもちろんのこと、可能な限り中継局による対策をとっていただきたいということ。それから、対象となる世帯については十分な説明を行っていただくよう、お願いしたいと考えている。

9点目は暫定的な衛星利用による難視聴対策について、全くテレビが見られなくなるといった状況に陥らないよう、アナログも難視ということで分類されている世帯の視聴実態についても、確認をしていただいた上で対策を講じていただきたいと考えておりいる。また、辺地共聴施設のデジタル化に要する費用が非常に多額になって、改修実施のめどが立

たないといった特別な事由についても、考慮をしていただきということ。また、身近な生活情報、緊急災害情報、政見放送、そういった生活に密着した情報が対象世帯へ提供されるように手法を検討いただき、、代替的な措置も含めた対策について講じていただきたいということである。

最後、10点目の公共施設における地上放送のデジタル化への対応について、関係省庁による財政措置を含めた支援の拡充について、ご配慮をいただければということで書かせていただいている。

私ども42の道府県で構成する地上デジタル放送普及対策検討会においては、今、ご説明をさせていただきました内容をベースにして、今後、さらに検討を重ねて、中間答申取りまとめの前までには、最終的な提言・要望としてまとめてまいりたいと考えていることから、引き続き委員の皆様方のご理解をよろしくお願いしたい。

#### 【三田地上放送課企画官】

○ ご欠席された小林委員、加藤委員及び今井委員からの提出資料(資料9-2、9-3及び資料9-4)について説明。

# 【前川委員】

○ 資料9-5に基づき説明する。今さら何もこんなこと言わなくてもというところもあるが、ただ、あえて前回でも発言をさせていただいたが、この数回のこの委員会で大変多くの資料と、それから、本日の資料8にあるような大きな論点が提出されている。それらをまとめて中間答申にしていくわけだが、具体的に言えば汗をかく仕事・作業に入っている段階で、なぜ地デジなのかという、視聴者や利用者、国民の率直な問題意識に対応するために、やはり基本的なところは一体何だったんだという確認をしておく必要もあるであろうし、また、それが今回の中間答申で言っておかないと、いけないと私としては思ったので、このメモをつくった。

1番のところ(政策目的・理念の明確化が不可欠)は、これは地デジという政策についてこういうことだろうと私が理解をしている点を記載しており、中間答申に反映すべき点だと思うが、当然ながら今までの総務省が示してきた、あるいは国会で承認されてきたような考え方を、きちんと書くべきだろうと思う。委員の皆さんは当然ご承知だし、この議論の大前提だからほとんど説明をしなくてもいいと思うが、ともかくこういう基本認識をきちんと書き切っておかないと、最終的な詰めのときに進め方にぶれが出てはいけないと思う。これを書いたからといって受信機の普及が進むかとか、買いかえ需要が促進されるかとい

うと、直接個別の消費者とか視聴者は、もちろんそう思っていただければありがたいが、 必ずしも「わかりました、じゃあ、買いましょう」とはならないかもしれない。しかし、 視聴者、消費者に対して説明する人たちが、そこのところをきちんと受けとめておかない と、最終的な納得まで行くにせよ、行かないにせよ、何のためのこの政策なのかというこ とは、理解しておく必要があるだろうと思う。

2番目のところ(生活者・利用者・住民・視聴者の不利益変更回避のための方策)については、 全体的な政策が地上放送のデジタル化、つまりそれは情報産業が高度化するとか、最終的 に国民益につながるとか、だから、政府方針だから、わかりやすく言えば、お上の言うこ とだから聞きなさいということではやっぱりいけないわけで、最大限の説明努力というの を政府レベルであれ、あるいはデジサポの説明員であれ、レベルはさまざまあるが、説明 をしていかなくてはいけない。もちろん、放送事業者も当然視聴者あってのテレビ局なの で、視聴者の不利益変更を回避するためには、最大限の努力をしていく必要があると思う。 そうした観点から、当委員会で議論検討されてきたさまざまな方策を実行すべきだ。

今のアナログテレビでいいという方は、必ず一定程度いらっしゃると思うが、でも、やはり地デジが必要な政策だということをきちんと言い切っていく、今回の中間答申では特にそこを書き切ることで、個別のさまざまな対応策の位置づけというのを、明確にしていく必要があるだろう抽象的な言い方だが、今回の中間答申の位置づけを、私としてはそのようなものであるべきだと理解している

#### 【三浦委員】

- 前川委員が「改めて言うまでもないかもしれないけれど」とおっしゃってまとめてくださったことは、大変重要だと思っている。業界や接している人によっては、全く地デジについて理解を示していないというか、興味がないというか、消費者問題やっているとよく分かるが、誰かが何とかしてくれるだろうと思っている国民がほとんどである。自分は何もしなくても、きっと誰かがアンテナを変えてくれて、テレビさえ買えば何とかなるとか、もしお金が出せなかったらテレビも何とかなるといったように、本当に安易に考えている方たちが、多分、今ここにいらっしゃる皆さんが思っているより多いと私は思う。改めて、なぜ地デジかというところから、理念とか全部含めて第6次の中間答申の中では、改めて問うというか、さらに強化をしてここを考えていくべきということは、提言していったほうがいいという意見に私は賛成である。
- 広報をやっている立場で非常に広告・宣伝というものに大変気にはなっているが、今

朝の草なぎさんの事件についてである。これは誰の責任かとかいう話では全然ない話ですが、多分、もう新しいCMのことも計画の中には入っていらっしゃるでしょうし、当然、配布する封書の中にも彼の顔写真が入ってお知らせが行くように、もう印刷もできているだろう。私は別にやったこと自体がどうこうというつもりは全然なく、その場にいればよかったかもしれないと思うくらい、そんな大したことかと、そう思ったファンはどれくらいいたんだろうとか、そういったことを考えていたが、タレントさん、特に彼を中心にずっと、私も全部イベントには出ているので、彼の誠実な態度、まじめに一生懸命地デジを知らせようとしている対応も見ていたので、非常にちょっと残念というか、もったいないなという感じが大変している。個人的には、総務省としてはメインキャラクターであるので、今後のイベントやチラシ、CMのことについてどういうふうなご見解をお持ちなのか、広報の立場としてはぜひ教えていただきたい。

### 【吉田地上放送課長】

○ 私どもとしてもこういう形で、こういう事件が起きたことについて、大変残念に思っている。事実関係を私どもまだ正確に把握していないが、仮に事実だとしたら、大変残念なことである。いずれにしても、国民の皆様にご負担をお願いしつつデジタル化を進めていくという取り組みを進めていく中で、メーンのキャラクターをここまで務めてきたということであるが、国として国民の皆様にご理解をいただきつつ、進めていかなければならない事業ということを鑑みれば、仮に報道の内容が事実であるならば、メインキャラクターとしての草彅さんの位置づけというのは、私どもとしては見直す必要があると考えている。具体的にはその事実関係を確認した上で、しかるべく対処をいたしたいと思う。また、当然、国費を使った周知も行っているわけであるので、費用についても十分に効率的に使えるように、できるだけ無駄が生じないような形でどうやっていけるかということも、あわせてきちんと対応していきたいと思っている。

#### 【村井主査】

○ 周知広報について、本日稲葉委員と石橋委員からご説明いただいた内容はとても大事なことであった。稲葉委員からはアナログテレビを視聴している人のテレビにどのような画面が出てくるかを、具体的に説明していただいた。7月24日には停波するが、それ以前の段階としては、テレビ番組の内容が見えつつ、お知らせの表示が出ているような時期。それから、番組の内容は見えずにお知らせの表示が出る時期。それ以外にも、告知のページというのは早くからあって、それが徐々に増えていく、というご説明をしていただいた。

この停波のプロセスのイメージを具体的に委員の皆さんに持っていただくことは、なかなか複雑で大変ではあるが、この複雑なことが皆さんに周知されていくことが大事だと思う。また、ケーブルテレビに入っている方がどういう形でどのタイミングで自宅のテレビを買いかえるのか、あるいはケーブルテレビのデジアナ変換でどれぐらいの期間、現在使っているテレビを利用し続けることができるのか、各戸のテレビを管理している方が具体的なイメージをきちんと把握していることが非常に大事である。そのため、ますます周知広報によりお伝えしていくことが複雑化し、増えてくるのである。

- 関委員からご説明のあった簡易アンテナの件について、三浦委員からご質問があったが、やはり室内アンテナの設置場所によって、映りが決まる。きれいに映るような設置場所を探すといった努力、工夫については我々は未経験ではない。例えば携帯電話を買って家に帰った際にうまくつながる部屋とつながらない部屋とがあり得るわけで、それに対応するためにこれまでも携帯キャリアの方は大変努力をしてきている。そういった努力と経験が生きる場面もあるはずだ。それも踏まえ、アンテナがきちんと安定してつながっている環境を実現するためには、固定のアンテナが非常に大事な意味を持つと思う。
- 技術が進歩して、受信環境が安定していくことは事実だが、しかしながら、やはりアンテナ工事の周知広報に関しては、気を遣ったプロセスが必要だと思う。その点を今日再認識していただいたと思うので、その上で第6次中間答申を作成していただきたい。
- それでは、本日はこれで閉会とさせていただく。

以上